

特別企画：会社更生法申請企業の動向調査

2009年の会社更生法は36件、5年ぶりの高水準

～日本航空グループが負債2兆円を超え、事業会社で過去最大～

はじめに

2010年1月19日、㈱日本航空など3社が会社更生法を申請した。3社合計の負債額は2兆円を超え、金融業を除く事業会社では過去最大。その規模もさることながら、申請同日の開始決定、商取引債権の全額保護、過去に例のない裁判所の柔軟な対応など“異例づくめ”の措置が目をつけた。

そこで帝国データバンクでは、2004年1月から2010年1月までに会社更生法を申請した142社を対象に、件数推移、手続きの経過状況を分析。このうち、同期間中に認可決定を受けた96社を調査し、更生計画の内容が判明した93社について、今回の㈱日本航空のケースと対比させながら、手続きに要した期間、一般更生債権の弁済率などの分析を行った。

なお、「会社更生法」に関する動向調査は2009年7月に続いて4回目となる。

調査結果（要旨）

①2009年の会社更生法は36件に達し、3年連続で前年を上回り、2004年（39件）以来、5年ぶりの高水準、②2010年1月の㈱日本航空など3社の負債（2兆3221億8100万円）が、金融業を除く事業会社では㈱マイカルを抜き過去最大、③過去に更生法を申請した上場会社137社（店頭公開含む）

のうち後に再上場した企業は、集計可能な1962

年以降で9社（6.6%）にとどまる、④再上場までの

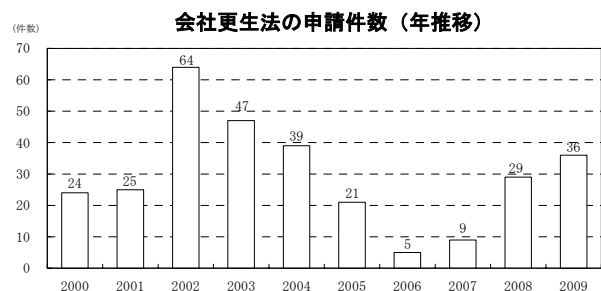
最短期間は、旧・㈱ヤオハンジャパンの約6年

10ヵ月、⑤開始決定から認可までの期間は平均11

ヵ月に対し、㈱日本航空は7ヵ月前後の見込み、

⑥一般更生債権の平均弁済率は9.9%に対し、㈱

日本航空は100%という異例の高さとなった。



会社更生法を申請した戦後の大型倒産（上位5社）

	申請年月	企業名	業種	負債額 (百万円)	所在地
1	2000年10月	協栄生命保険㈱	生命保険	4,529,700	東京都
2	2000年10月	千代田生命保険（相）	生命保険	2,936,600	東京都
3	2010年1月	㈱日本航空など3社	航空事業	2,322,181	東京都
4	1998年9月	㈱日本リース	総合リース業	2,180,300	東京都
5	2001年11月	㈱マイカル	スーパーマーケット経営	1,388,164	大阪府

※協栄生命保険㈱、千代田生命保険（相）は更生特例法を申請
※同時申請のグループ会社含む。㈱マイカルは2001年9月の民事再生法申請後、会社更生法へ切り替え

1. 申請件数推移 — 5年ぶりの高水準、裁判所の柔軟な運用もあり増加

2009年の会社更生法の申請は36件に達し、3年連続で前年を上回り、2004年（39件）以来、5年ぶりの高水準となった。主な要因は、2月（16件）を中心とする年上半期の大型倒産の多発。上半期だけで31件発生しているが、大型倒産が沈静化した下半期は5件にとどまった。

2010年1月には、(株)日本航空（JAL）など3社が会社更生法を申請するなど、ここにきて企業再生手法としての更生法に注目が集まるようになってきた。この背景は2003年4月の全面改正にはじまり、経営陣の退任を前提としない“DIP型”の運用開始（2008年12月以降）、今回のJALにおける商取引債権の保護など、裁判所による柔軟な運用が図られるようになり、強力かつ使い勝手のよい再建手続きとして、申請企業や弁護士に再評価されたことが大きく影響している。

年別推移

年	件数	負債総額 (百万円)
1998	56	3,665,414
1999	33	531,134
2000	24	9,240,769
2001	25	2,113,787
2002	64	2,081,992
2003	47	1,114,277
2004	39	489,245
2005	21	265,102
2006	5	187,342
2007	9	720,337
2008	29	637,956
2009	36	1,476,394
2010	3	2,322,181

月別推移

年月	件数	負債総額 (百万円)
2009年1月	3	68,331
2月	16	374,596
3月	4	390,822
4月	3	52,176
5月	3	172,344
6月	2	16,974
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	1	208
11月	4	400,943
12月	0	0
2010年1月	3	2,322,181

2. 負債額上位企業 — 日本航空グループが2兆円を超え、事業会社で過去最大

2009年の上位5社は下表の通り。負債額トップは、(株)ロプロの250億3400万円（過払金返還請求債務含む）。長引く不動産不況を反映し、上位5社中3社をマンション分譲業者が占めた。

2009年の上位5社

	申請月	企業名	業種	負債額 (百万円)	所在地
1	11月	(株)ロプロ	事業者金融	250,034	大阪府
2	2月	日本総合地所(株)など3社	マンション分譲	214,223	東京都
3	3月	パシフィックホールディングス(株)など3社	持ち株会社（不動産ファンド運用）	194,000	東京都
4	5月	(株)ジョイント・コーポレーションなど2社	マンション分譲	168,000	東京都
5	11月	(株)穴吹工務店など3社	マンション分譲、建築工事	150,909	香川県

※同時申請のグループ会社含む。パシフィックホールディングス(株)など3社の負債額は相殺後の数値。他は単純合計

戦後の上位5社は下表の通り。2010年1月の(株)日本航空など3社の2兆322億8100万円は、協栄、千代田の両生保に次ぐ戦後3番目。金融業を除く事業会社では(株)マイカルを抜いて過去最大となった。

戦後の上位5社

	申請年月	企業名	業種	負債額 (百万円)	所在地
1	2000年10月	協栄生命保険(株)	生命保険	4,529,700	東京都
2	2000年10月	千代田生命保険（相）	生命保険	2,936,600	東京都
3	2010年1月	(株)日本航空など3社	航空事業	2,322,181	東京都
4	1998年9月	(株)日本リース	総合リース業	2,180,300	東京都
5	2001年11月	(株)マイカル	スーパーマーケット経営	1,388,164	大阪府

※協栄生命保険(株)、千代田生命保険（相）は更生特例法を申請
※同時申請のグループ会社含む。(株)マイカルは2001年9月の民事再生法申請後、会社更生法へ切り替え

3. 更生手続きの経過状況 — 再上場した企業は9社、最短は申請後7年弱で再上場

2004年1月から2010年1月までの申請企業142社のうち、認可決定まで至ったものが96社(67.6%)に達し、このうち終結決定が下りたものは71社(50.0%)にのぼることが判明した。

他方、終結決定前に取り下げ・棄却・廃止となった企業は、2004年以降では5社(3.5%)にとどまった。(株)ノヴァなど2社が破産に移行しており、残る3社は更生手続き自体を取り下げている。

	2004年 申請企業		2005年 申請企業		2006年 申請企業		2007年 申請企業		2008年 申請企業		2009年 申請企業		2010年 申請企業		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
申請	39	100.0%	21	100.0%	5	100.0%	9	100.0%	29	100.0%	36	100.0%	3	100.0%	142	100.0%
開始決定	39	100.0%	21	100.0%	5	100.0%	8	88.9%	26	89.7%	36	100.0%	3	100.0%	138	97.2%
認可決定	38	97.4%	21	100.0%	5	100.0%	7	77.8%	19	65.5%	6	16.7%	0	0.0%	96	67.6%
終結決定	36	92.3%	20	95.2%	2	40.0%	6	66.7%	6	20.7%	1	2.8%	0	0.0%	71	50.0%
取下、棄却、廃止	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	3	10.3%	0	0.0%	0	0.0%	5	3.5%

※構成比は申請数に占める割合

下表のように過去の事例をみると、かつての上場企業が更生法申請から数ヵ月も経たずに、先行き見通し難から破産に移行するケースも散見されており、金融債務を含めた大幅な債務カットが可能な更生手続きといえども、企業を必ず再建へと導く“万能なツール”ではないことが分かる。

会社更生法申請後、破産した主な企業

	申請年月	企業名	負債 (百万円)	業種	所在地	破産年月	申請から破産 までの期間	上場 (申請時)
1	1965年10月	日本鋳鋼(株)	1,580	鋳鋼	東京都	1966年1月	約3ヵ月	東証2部
2	1966年1月	帝国製鉄(株)	2,000	コークス銃製造	大阪府	1966年5月	約4ヵ月	東証・大証2部
3	1966年10月	日本蒸溜工業(株)	2,000	化学機械製造	東京都	1967年3月	約5ヵ月	東証2部
4	1972年4月	早川鉄工(株)	1,390	化学機械製造	東京都	1972年5月	約1ヵ月	東証2部
5	1974年5月	日本熱学工業(株)	44,700	空調工事、クーラー販売	大阪府	1975年3月	約10ヵ月	東証・大証1部
6	1975年9月	東邦産業(株)	15,000	炭素製品・鉱産物販売	大阪府	1975年11月	約2ヵ月	大証2部
7	1986年8月	國光製鋼(株)	19,000	棒鋼製造	大阪府	2005年12月	約19年4ヵ月	大証1部
8	1993年5月	ハニックス工業(株)	31,898	建設機械製造	埼玉県	1993年12月	約7ヵ月	店頭
9	1997年11月	三洋証券(株)	373,600	総合証券業	東京都	1999年12月	約2年1ヵ月	東証・大証・名証1部
10	2000年7月	(株)ナガサキヤ	12,251	洋菓子製造	京都府	2000年12月	約5ヵ月	大証2部・京都
11	2007年10月	(株)ノヴァ	85,500	語学スクール経営	大阪府	2007年11月	約1ヵ月	JASDAQ

一方、過去に会社更生法を申請した上場会社137社(店頭公開含む)のうち、更生手続き終結後に再上場した企業は、集計可能な1962年以降で9社(6.6%)にとどまることが判明した。下表のように、現在では優良な財務と収益力を誇る有名企業が多い。しかし再上場までの期間を見ると、最短の(株)ヤオハンジャパンでも約6年10ヵ月かかっており、一筋縄には進まない再建の困難さを表している。

会社更生法終結後、再上場した9社

	倒産年月	企業名	倒産時上場	業種	所在地	再上場年月	倒産から再上場 までの期間	再上場 した市場
1	1962年5月	大王製紙(株)	東証など1部	製紙	愛媛県	1982年11月	約20年6ヵ月	大証2部
2	1962年10月	高野建設(株) (現・前田道路(株))	東証など2部	土木工事	東京都	1971年7月	約8年9ヵ月	東証2部
3	1964年12月	サンウエーブ工業(株)	東証1部	厨房用品製造	東京都	1990年1月	約25年1ヵ月	東証2部
4	1965年3月	山陽特殊製鋼(株)	東証など1部	特殊鋼製造	兵庫県	1980年11月	約15年8ヵ月	大証2部
5	1970年1月	技研興業(株)	東証など1部	ブロック製造	東京都	1983年11月	約13年10ヵ月	東証2部
6	1978年2月	永大産業(株)	東証など1部	合板、住設機器製造	大阪府	2007年2月	約29年	東証2部
7	1995年11月	フェニックス電機(株) (現・ヘリオステクノホールディング(株))	店頭	ハロゲンランプ製造	兵庫県	2002年12月	約7年1ヵ月	JASDAQ
8	1997年1月	(株)京博	東証1部	持ち帰り寿司製造販売	東京都	2005年9月	約8年8ヵ月	JASDAQ
9	1997年9月	(株)ヤオハンジャパン (現・マックスバリュ東海(株))	東証など1部	スーパー経営	静岡県	2004年7月	約6年10ヵ月	東証2部

4. 手続きに要した期間 — 認可までの平均 11 ヶ月、日本航空は 7 ヶ月前後の見込み

2004年1月から2010年1月までに会社更生法を申請した142社のうち、同期間中に認可決定を受けた96社（以下、同様）の開始決定から認可決定までの期間を見ると、平均で約11ヶ月と1年を切り、10年前調査の平均2年2ヶ月と比べ大幅に短縮された。全体の分布をみても、半数以上（52社、54.2%）が1年以内に認可決定を受けている。また、上記96社のうち更生手続きが終結した71社の認可から終結までの期間を見ると、平均8ヶ月。全体の8割を超える企業が認可決定から1年以内に終結に至っており、10年前の平均9年11ヶ月に比べ大幅に短縮されたことが分かる。

こうした「更生手続きの迅速化」という流れもあり、今回の㈱日本航空の手続きも異例の早さで進むことが予想される。通常、申請から2～4週間かかる開始決定が、申請と同日に下りる異例の措置がとられ、開始決定から約5ヶ月後の6月30日には更生計画案（管財人）の提出を予定している。今後変更なく手続きが進めば、平均（約11ヶ月）よりも早い7ヶ月前後で認可決定にまで至り、短期間で終結決定も考えられる。

開始決定から認可決定までの期間

	今回調査		2000年5月調査	
	件数	構成比	件数	構成比
1年未満	52	54.2%	6	5.8%
1年～1年6ヶ月未満	34	35.4%	22	21.2%
1年6ヶ月～2年未満	5	5.2%	19	18.3%
2年～2年6ヶ月未満	5	5.2%	22	21.2%
2年6ヶ月～3年未満	0	0.0%	20	19.2%
3年～3年6ヶ月未満	0	0.0%	8	7.7%
3年6ヶ月～4年未満	0	0.0%	2	1.9%
4年以上	0	0.0%	5	4.8%
合計	96	100.0%	104	100.0%
平均期間	約11ヶ月		約2年2ヶ月	

認可決定から終結までの期間

	今回調査		2000年5月調査	
	件数	構成比	件数	構成比
5年未満	71	100.0%	19	24.7%
5～10年未満	0	0.0%	13	16.9%
10～15年未満	0	0.0%	19	24.7%
15～20年	0	0.0%	26	33.8%
合計	71	100.0%	77	100.0%
平均期間	約8ヶ月		約9年11ヶ月	

5. 一般更生債権の弁済率 — 平均 9.9% に対し、日本航空は 100% という異例の高さ

認可企業96社のうち一般更生債権の弁済率が判明した93社（以下、同様）の平均弁済率は9.9%にとどまり、10年前の18.1%を大きく下回った。最近では、スポンサー支援を前提とした一括弁済を含む短期の更生計画が主流となっており、これに伴い弁済率も低下してきたことが主な要因と考えられる。

今回の㈱日本航空では、通常の一般更生債権にあたる商取引債権が全額保護されており、言い換えれば弁済率は100%。上記の平均弁済率9.9%と比べるまでもなく、過去に例のない高弁済率となった。通常の更生手続きでは「債権者平等原則」の下、金融債権だけでなく、一般の商取引債権も一律に債権カットが求められるだけに、今回の措置が「異例中の異例」であることが分かる。

弁済率	今回調査		2000年5月調査	
	件数	構成比	件数	構成比
10%未満	70	75.3%	23	22.1%
10～30%未満	14	15.1%	64	61.5%
30～50%未満	5	5.4%	10	9.6%
50～75%未満	2	2.2%	6	5.8%
75%以上	2	2.2%	1	1.0%
合計	93	100.0%	104	100.0%
平均弁済率	9.9%		18.1%	

※ 一般更生債権の弁済率が債権額により異なるケースでは、弁済率の最も小さい値を平均値等の算出に使用した

6. まとめ

日本初といわれる本格的な事前調整（プレパッケージ）型の法的整理となった㈱日本航空グループ。同社と企業再生支援機構が選択した法的整理手続きが会社更生法であり、PHS最大手の㈱ウィルコムでも更生法活用が一部で伝えられるほか、2003年2月に更生法を申請したハウステンボス㈱の再建問題が大詰めを迎えつつあるなど、企業再生手法としての会社更生法に注目が集まっている。

会社更生法は、担保権や租税など優先権のある債権を手続きに取り込むことができる強力な再建手続き。再建型の倒産手続きである民事再生法に比べて厳しい要件が法定され（下記【参考】参照）、裁判所の厳格な運用や手続きに時間がかかっていたこともあり、年々申請数が増加を続ける民事再生法とは対照的に、その使い勝手の悪さから2006～2007年にかけて会社更生法の申請件数は激減していた。

こうした状況を改善する転換点となったのが、2008年12月に東京地裁民事第8部から出された論文『会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開』である。この論文をひとつの契機としてその前後から手続きの迅速化・柔軟化が一層進み、企業側にとって使い勝手の良いものであることが周知された。すべての企業に会社更生法が適しているわけではもちろんないが、裁判所の関与の下で私的整理に比べて透明性が高く、担保権者や株主を強制的に手続きに取り込める同法の利点が活かせるケース（①権利関係が複雑に絡み合う大企業のケース、②担保権をもつ仕入先債権者が多いケース、③大幅な組織再編が必要とされるケース）などでは、今後も会社更生法の申請が相次ぐことが予想される。

【参考】会社更生法と民事再生法との主な相違点

	会社更生法	民事再生法
適用対象	株式会社のみ（主に大企業向け）	法人、個人を問わず限定なし（主に中小企業向け）
経営者	原則、経営者は交代 （一定の要件を満たせば留任も可能＝“DIP型”）	原則、経営者は留任
担保権の取り扱い	法手続きに取り込まれ、減免の対象となり担保権の実行も全面的に制約される	法手続き外で権利を行使し、優先的に回収できる
計画案の可決要件	更生債権総額の1/2超の同意＋更生担保債権総額の3/4以上の同意（権利の減免）＋株主議決権総数の過半数の同意	出席再生債権者等の過半数＋債権総額の1/2以上の同意
営業譲渡	株主総会の特別決議は不要 更生計画の中で営業譲渡可能	原則、株主総会の特別決議が必要 債務超過の場合のみ裁判所の許可で営業譲渡可能

【内容に関する問い合わせ先】

（株）帝国データバンク 本社 産業調査部 内藤
TEL 03-5775-3073 FAX 03-5775-3169
e-mail osamu.naitou@mail.tdb.co.jp

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。